

委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(オンライン電子納品)

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukouyouuu/>

(CIM活用業務【受注者希望型】)

第11条 本業務は、CIM (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

多々羅川排水機場耐震性能照査業務 特記仕様書

第1条 目的

本業務は、「河川構造物の耐震性能照査指針・解説」に基づき、多々羅川排水機場におけるレベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震性能照査を行うものである。

第2条 業務内容

1. 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行を図るための検討を行い、業務遂行の基本方針を定めて業務計画書を作成するものとする。

また、本業務で必要となる本排水機場の完成図書や設計成果・別途発注する地質調査資料・建屋の耐震照査業務成果等を収集整理するものとする。

2. 現地踏査

貸与資料を基に現地踏査を行い、施設状況、周辺の状況、地形・地質、近接構造物及び土地利用状況等を把握し整理するとともに、本業務で収集整理した資料と合わせて、施設諸元としてとりまとめる。

3. 耐震性能照査

(1) 基本条件の整理

現地踏査・資料収集整理により把握した情報を基に、地盤条件や機械設備や建屋等の作用荷重などの耐震性能照査に関する基本事項を整理し、解析手法等の基本事項を設定する。

なお耐震性能の照査方法については、応答変位法（静的照査）で実施するものとし、「河川構造物の耐震性能照査指針・解説—V. 揚排水機場編— 5. 耐震性能の照査」の規定により行う。

(2) 吐出水槽の照査

1) レベル1地震動に対する照査

レベル1地震動に対する吐出水槽の照査にあたっては、耐震性能1を基本として検討するものとし、吐出水槽を構成する各部材に生じる応力度が許容応力度を超えないことを照査する。

2) レベル2地震動に対する照査

レベル2地震動に対する吐出水槽の照査にあたっては、耐震性能2を基本として検討する。

なお、当初契約における吐出水槽の構造解析ブロック数は1断面を見込んでいる。

(3) 照査

本業務の実施にあたっては、「設計業務照査要領（徳島県県土整備部）」に基づき照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

業務の成果として、検討内容、検討過程等を整理した報告書を作成するものとする。

4. 耐震診断調査

(1) 耐震診断調査

1) 現地踏査

貸与資料を基に現地踏査を行い、施設状況、建物の外観・内観、概略寸法等を把握し整理するとともに、本業務で収集整理した資料と合わせて、施設諸元としてとりまとめる。

2) 詳細調査

対象施設において診断基準に基づき現地調査を実施し、下記の項目について調査結果を整理する。

- a) 図面照合：対象建物を設計図書と照合し、部材配置・使用状況等設計図書との相違について調査する。
- b) 建物履歴調査：使用状況・改修歴・被災歴に関する調査。
- c) 構造寸法・部材断面調査：柱間・階高・部材寸法・壁開口・壁長さ等耐震診断に必要な寸法をスチールテープ等を用いて実測する。
- d) 目視調査：構造ひびわれ・変形の発生と範囲およびコンクリートの変質・老朽化の程度と範囲を目視調査する。また、不同沈下の傾向の有無についてレベル等を用いて測定する。
- e) 配筋調査：鉄筋探査器で鉄筋の本数・間隔を調査。

3) 材料調査：構造体の圧縮強度試験及び中性化深さ試験の実施。

- a) コンクリートコア試験：コアを取り、コンクリートの圧縮強度・中性化を測定する。
 - ・コンクリートコア採取箇所数は6箇所を予定。採取本数、調査箇所数については、監督員と協議の上、必要に応じて変更をすることができる。
 - ・採取位置については監督職員と協議するものとし、施工不良箇所等を避けるとともに、非破壊鉄筋探査機により既存鉄筋や電線管などを損傷することのない位置を十分注意して選定する。
 - ・はつり箇所、コア抜き箇所は、現状修復することとし、コンクリート部分は、建築工事標準仕様書 15.3.2 のポリマーセメントモルタルにて補修すること。

4) 図面作成

現地踏査結果及び詳細調査結果をもとに意匠図、構造図を作成する。

5) 耐震診断計算

耐震診断計算については、下記の内容に沿って実施するものとする。

- a) 軸組図・伏図の作成：耐震診断用の軸組図と伏図を作成する。
- b) 柱・<梁>・壁リストの作成：耐震診断用の柱・<梁>・壁の各リストを作成する。
- c) 構造耐震指標 I_s 及び保有水平耐力に係る指標 q の算定：
- d) 屋根葺き材等及び建築設備に関する耐震性の確認：各部材、設備毎。

6) 報告書

業務の成果として、検討内容、検討過程等を整理した報告書を作成するものとする。

- a) 診断結果総括表
- b) 対象建物概要
- c) 耐震診断の方針
- d) 耐震診断の結果
- e) 総合所見

- ・ 計算結果の表現に留まらず、被診断建築物のもつ構造的特性等を鑑みて考察を行うこと。
- ・ 特に検討を要する事項等は報告書に記述すること。

- f) 耐震現況診断報告書 一式
- g) 電算入力データ 一式

7) 耐震診断結果判定

耐震診断結果について、所定機関において指導及び判定を受けること。(判定費用は本業務に含む)

第3条 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

- (a) 業務着手時
- (b) 中間打合せ (3回)
- (c) 成果品納入時

第4条 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

- ・ 報告書 (A4版印刷物) 1部
- ・ 電子データ (上記一式、CD-R等の電子媒体) . . . 2部 (正1部、副1部)

第5条 その他

本特記仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は監督員と協議するものとする。